

逗子海水浴場監視業務委託仕様書

1 目的

安全で快適な逗子海水浴場を運営するための監視業務を委託するもの。

2 業務の場所

業務を行う場所は、逗子海岸（水域含む）とする。

3 海水浴場開設期間及び時間

令和 7 年 6 月 27 日(金)から令和 7 年 8 月 31 日(日)まで

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

4 委託期間

令和 7 年 6 月 21 日(土)から令和 7 年 9 月 5 日(金)までのうち 68 日間

（海水浴場開設期間 66 日間、監視所開設準備業務 1 日間、監視所片付け業務 1 日間）

ただし、海水浴場開設期間の変更、開設の中止又は休場を行った場合については、発注者受注者協議の上、委託期間や業務内容を変更する場合がある。

5 勤務時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（開設準備及び片付けを含む）

6 本業務の心得

- (1) 本業務は、人命及び海水浴場の安全を守る重要な業務である。そのため、監視員はその責任を十分認識し、万全を期して勤務にあたるよう常に自分自身の健康管理に留意し、人命救助に関する知識と技能を発揮できるよう努力しなければならない。
- (2) 配置人員は、海水浴客と接する機会が多く注目される存在であり、その行動には十分気をつけなければならない。特に言葉遣いや態度には気をつけて親切に対応することに注意を払い、不快感を与えぬようにしなければならない。また、監視員は必ず帽子を着用し、動きやすい服装で業務に従事すること。
- (3) 「神奈川県迷惑防止条例」、「神奈川県海水浴場等に関する条例」、「神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則」、「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」、「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則」、「逗子海水浴場事業者・利用者ルール」、「逗子海・浜のルールブック」及びその他関係法令等を遵守し、業務を行うこと。なお、「逗子海水浴場事業者・利用者ルール」は、令和 6 年度版を参考とし、令和 7 年度版が決定した際は、発注者と協議し取り扱うこと。

7 人員の配置

配置人員は別表「逗子海水浴場監視業務委託人員配置計画」のとおりとする。

なお、配置に当たっては、小型船舶操縦士免許 1 級を所有し、かつ取得年数が 5 年以上の者で、海上安全指導活動等に 5 年以上従事した経験を有する者を毎日配置すること。

留意事項は次のとおり。

(1) 統括責任者

次の業務を行う統括責任者を配置すること。

ア 受託業務全般における統括的な業務を行う。

イ 従事者の管理監督を行う。当日配置される従事者全員の健康を毎日チェックし、発熱や風邪の症状がみられる場合は従事させないこと。

ウ 委託期間中、発注者と連絡がとれる体制を整え、事前に連絡先を報告する。

エ 海水浴場の状況を、発注者へ日誌により毎日報告する。

オ 判断が困難な事態及び異常事態が生じた場合には、発注者へ速やかに連絡し、指示を仰ぐ。

(2) 監視員

監視員(補助員及び連絡係を除く)は、次の資格及び経験がある者を配置すること。

ア 日本赤十字社が定める水上安全法及び救急法の認定並びに特定非営利活動法人日本ライフセービング協会の定める心肺蘇生法及びベーシック・サーフ・ライフセーバー以上の認定、またはそれに準ずる資格、訓練時間を有すること。

イ 過去2年以内において、相模湾の海水浴場での監視業務に携わった者を、毎日2名以上配置すること。

(3) 連絡係

放送、連絡及び迷子対応等を行うものとする。

(4) 海上監視員

監視船等を用いて海上から監視等を行うものとする。

(5) 看護員

救護所において看護業務を行うものとする。

業務内容については発注者と受注者との間で別途定める。

(6) 保険

配置する人員に係る傷害保険及び本業務における賠償責任保険に加入すること。

(7) その他

荒天、イベント等により、あらかじめ来場者の大幅な増減が見込まれる場合においては、発注者と受注者が協議し、配置人数を変更することができる。ただし、変更した配置人数については、委託期間内の別日と調整を行い、配置人数の総数は変更しないものとする。

8 物品

受注者は、受注者の負担により次の物品を常備し、業務にあたること。ただし、椅子、長机、事務机等発注者が所有する物品で、業務の遂行に必要なと認めるものについては、発注者は、受注者の求めに応じて使用させることができる。

(1) 水上オートバイ (2艇)

- ・ 4ストロークエンジン
- ・ 監視用として識別できる塗装を施すこと。
- ・ 損害保険に加入すること。
- ・ 維持管理に係る費用は受注者の負担とすること。

(2) 水上オートバイ用燃料 (必要分)

- ・ 監視所内における保管は、40リットル未満とする。

(3) レスキューボード (3台以上)

- (4) モーターボート（1艇）
- (5) 児童用ライフジャケット（130着）
- (6) その他業務に必要な備品及び消耗品

9 業務内容

(1) 海水浴場監視業務

ア 海水浴場を監視し、来場者の安全を守り、水難事故のないように努めること。とりわけ波打ち際にいる子どもには特段の注意を払い対応すること。

イ 万が一、水難事故が発生した場合は、迅速に行動し、人命救助及び応急手当を速やかに行うこと。

ウ 次の行為をさせないように監視し、注意喚起・指導すること

- ・健康状態の悪い者及び飲酒をした者が海へ入る行為
- ・遊泳区域外での遊泳
- ・遊泳禁止時の遊泳
- ・遊泳注意時に沖合へ行く行為
- ・たき火、野球等他人に危険が及ぶ恐れのある行為
- ・遊泳標識ブイの移動及び損壊行為
- ・その他人に迷惑を及ぼすような行為

エ 次の物品等を持ち込ませない、また使用させないよう監視し、注意喚起・指導すること。

なお、【遊泳区域内】については、監視船等を用いた海上監視も行うこと。ただし、救助用に使用するものについては、この限りではない。

【海水浴場内】

- ・車（自転車及びオートバイ等を含む。ただし、駐輪場への持ち込みは除く。）
- ・犬等の動物（盲導犬、聴導犬及び介助犬を除く。）
- ・もり（銚）
- ・水中銃
- ・釣り具
- ・その他人の身体に危害を及ぼす恐れのある遊具及び器具等

【遊泳区域内】

- ・手漕ぎボート
- ・バナナボート
- ・サーフボード
- ・ウインドサーフィン
- ・ヨット
- ・スタンドアップパドルボード
- ・水上オートバイ
- ・モーターボート
- ・ゴムボート等のオール
- ・その他人の身体に危害を及ぼす恐れのある遊具及び器具等

ただし、プラスチック等の硬い部品が付いていないボディボード（足ひれとの併用は不可）で長さ120cm以下のものは除く。

オ 遊泳区域内に侵入したボート等については監視船により遊泳区域外まで曳航すること。

(2) 海水浴場施設等管理業務

ア 遊泳標識旗及びブルーフラッグの掲揚、降納を行うこと。

イ 救命用品の配置、収納を行うこと。

ウ バリアフリーマットの設置、収納を行うこと。

エ 備品、救護用品等の点検を行うこと。

オ 海水温度の測定及び来場者数の計測を1日3回（午前9時、正午、午後3時）行うこと。

カ 監視所前のシャワーの開栓及び閉栓を行うこと。

キ 監視所内は整理整頓に努め、常に清潔にしておくこと。

ク 監視所及びその周辺の清掃を行うこと。

ケ 遊泳区域を表示するブイ及びロープに付着する貝等を除去し、視認性・安全性を維持すること。

コ その他海水浴場施設等管理にあたり発注者が指示すること。

(3) 迷子保護業務

ア 迷子がいた場合は、保護し、その保護者を搜索し、引き渡すこと。

イ 保護者から迷子の搜索依頼があった場合は、協力して搜索にあたること。

(4) 放送業務

ア 海水浴場内の秩序・安全を守るため、及び安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例等のルール周知を行うため、適宜放送を行うこと。

イ 放送内容については、発注者と協議し決定すること。

(5) 海面利用区域区分業務（ブイ設置業務）

ア 海水浴場開設期間中、毎日、開設準備時に水上オートバイ等進入禁止エリアを表示するためのブイを設置すること。

イ 設置場所は、発注者が用意する「逗子海・浜のルールブック」に基づく進入禁止エリアとする。

ウ 上記アで設置したブイは、海水浴場開設期間中、毎日、片付け時に遊泳区域を表示するブイに固定するなどして撤去すること。

エ 荒天時等、ブイを設置すると流失する恐れのある場合や、設置することが危険な場合については設置しない。ただし、その判断は発注者と協議し決定すること。

(6) 児童用ライフジャケットの無料貸出業務

子どもの安全安心を確保し、快適なファミリービーチを運営するため、児童用ライフジャケットを無料で貸出すること。なお、児童用ライフジャケットは、受注者が用意すること。

(7) 海水浴場看護業務

救護所に医療従事者の資格を有する者を毎日配置し、次の業務を行う。

ア 海水浴場利用者のけが等の応急処置と保健衛生指導を行う。

イ 看護日誌の作成を行う。

ウ 医薬品の管理等を行う。

(8) 逗子海岸関係団体協力調整業務

海水浴場マナーアップ警備員、逗子海岸営業協同組合、逗子マリン連盟等、逗子海岸関係団体と常に連絡調整を行い、協力体制を構築すること。

(9) その他

勤務時間の開始前(午前7時00分から午前8時30分まで)及び終了後(日没まで)は、水難救助訓練時間として施設等の使用を認めるものとする。ただし、訓練中であることが判別できるようにすること。

10 支払い

(1) 人件費

各月分割払いとする。

(2) 物品に係る経費及び事務経費

6月分の人件費に合算し、支払うものとする。

11 その他

本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じたとき、又は契約に定めのない事項については、逗子市財務規則等関係法令によるほか、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

<別表>

逗子海水浴場監視業務委託人員配置計画

(人)

月	日	曜日	総括 責任者	監視員	連絡係	海上 監視員	看護員	月	日	曜日	総括 責任者	監視員	連絡係	海上 監視員	看護員
6	21	土	1	5				8	1	金	1	13	1		1
	22	日							2	土	1	13	1	1	2
	23	月							3	日	1	13	1	1	2
	24	火							4	月	1	13	1		1
	25	水							5	火	1	13	1		1
	26	木							6	水	1	13	1		1
	27	金	1	7	1		1		7	木	1	13	1		1
	28	土	1	7	1	1	1		8	金	1	13	1		1
	29	日	1	7	1	1	1		9	土	1	13	1	1	2
	30	月	1	5	1		1		10	日	1	13	1	1	2
7	1	火	1	5	1		1		11	月	1	13	1	1	2
	2	水	1	5	1		1		12	火	1	13	1	1	2
	3	木	1	5	1		1		13	水	1	13	1	1	2
	4	金	1	5	1		1		14	木	1	13	1	1	2
	5	土	1	9	1	1	1		15	金	1	13	1	1	2
	6	日	1	9	1	1	1		16	土	1	11	1	1	2
	7	月	1	5	1		1		17	日	1	11	1	1	2
	8	火	1	5	1		1		18	月	1	7	1		1
	9	水	1	6	1		1		19	火	1	7	1		1
	10	木	1	6	1		1		20	水	1	7	1		1
	11	金	1	7	1		1		21	木	1	6	1		1
	12	土	1	11	1	1	1		22	金	1	6	1		1
	13	日	1	11	1	1	2		23	土	1	6	1	1	1
	14	月	1	9	1		1		24	日	1	8	1	1	1
	15	火	1	9	1		1		25	月	1	8	1		1
	16	水	1	9	1		1		26	火	1	5	1		1
	17	木	1	9	1		1		27	水	1	5	1		1
	18	金	1	9	1		1		28	木	1	5	1		1
	19	土	1	12	1	1	2		29	金	1	5	1		1
	20	日	1	12	1	1	2		30	土	1	7	1	1	1
	21	月	1	12	1	1	2		31	日	1	7	1	1	1
	22	火	1	12	1		1	9	1	月	1	5			
	23	水	1	12	1		1		2	火					
	24	木	1	12	1		1		3	水					
	25	金	1	12	1		1		4	木					
	26	土	1	13	1	1	2		5	金					
	27	日	1	13	1	1	2								
	28	月	1	13	1		1								
	29	火	1	13	1		1								
	30	水	1	13	1		1								
	31	木	1	13	1		1								
	計		36	327	35	11	41		計		32	311	31	15	42
									合計		68	638	66	26	83

逗子海岸 位置図



